

前回 12月22日の会合

<参加された省庁からの担当者> 敬称略

溝田 岳 (文部科学省 研究開発局 原子力課 放射性廃棄物企画室 室長補佐)
山口義文 (JAEA 日本原子力研究開発機構 バックエンド研究開発部門 地層処分研究開発推進部)
中村芳信 (JAEA 核燃料サイクル工学研究 再処理技術開発センター 処理部化学処理第一課)
千田はるか (文科省 原子力課 核燃料サイクル室 業務係長)
矢島和貴 (総務省 地域力創造グループ 地域政策課)
高井誠治 (国土交通省 自動車局 環境政策課 自動車使用適正化対策官 総括)
伊藤真澄 (国土交通省 海事局 検査測度課 危険物輸送対策室長)
山口道夫 (原子力規制委員会 原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官 再処理・加工・使用担当付 管理官補佐 {企画担当})
中桐裕子 (規制庁 新型炉・試験研究炉・廃止措置担当)
齋藤哲也 (原子力規制委員会 原子力規制庁 地震・津波安全対策担当 管理官補佐)
石井京一 (国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 総務部 参事)
鈴木淳一郎 (国土交通省 大臣官房 参事官 運輸安全防災付 安全防災対策官)
山後 誠 (国土交通省 大臣官房 参事官 運輸安全防災付 主査)
橋本那音 (国土交通省 海事局 検査測度課 危険物輸送対策室 放射性物質係)
杉本光生 (国土交通省 自動車局 環境対策課 安全輸送企画係長)
青木一繁 (再処理・加工・使用担当 係員)

【特定放射性廃棄物の最終処分に関する政府との会合】

開催日時 2015年12月22日 10:00～ 参議院議員会館 B109号
主催: 核ゴミ問題研究会 協力: 福島みずほ事務所

<ご出席された政府関係機関>

文部科学省 (原子力課 核燃料サイクル室、放射性廃棄物企画室)
総務省 (地域力創造グループ地域政策課)
国土交通省 (大臣官房運輸安全防災・海事局検査測度課 危険物輸送・自動車局)
日本原子力研究開発機構<JAEA> (総務部、バックエンド研究開発部門 地層処分研究開発推進部、
核燃料サイクル高経研究所 再処理技術研究センター処理部科学処理第一課)

経済産業省<資源エネルギー庁 核燃料サイクル産業課>は、当日になって、文書でご回答を送信され、欠席
※該当する質問の中から一部を回答する内容。

<出席をご依頼しましたが、欠席された省庁・関係機関>

原子力発電環境整備機構 (NUMO)、厚生労働省、内閣府<原子力委員会>、環境省
日本原燃株式会社、日本原子力発電株式会社

この会合は、昨年7月29日、8月20日に行った会合の事前質問及び当日の追加質問に対し、
各政府関係機関から戴いた回答を受けて開催を再企画したものです。
幌延、根釧、六ヶ所からの参加者が揃い、現地からの報告もしました。

平成26年の会合から引き継いだ質問項目

1. 住民の意志確認と自治体へのアプローチについて。「一度反対した地域でも、時間の経過とともに自治体の意向が変わった場合は再度申し入れる可能性がある」と6月20日に経産省・多田明弘氏の発言があった。地元合意がないままに文献調査相当の調査をしないと約束できるのか?
2. 高レベル放射性廃液保管の量と場所、方法と安全性について、説明されたい。
3. TRU 廃棄物の保管の場所・方法・安全性について、説明されたい。
4. 最終処分地の原子力災害対策重点区域 (入口から50m) について。
水平坑道の末端で事故などがあった場合、環境に漏れ出す危険性がないと言い切れるのか?
5. 輸送・搬入時の放射性廃棄物及び処分施設の防災対策と前提となる事故シナリオについて開示されたい。

6. 最終処分地に関する原子力有事の際の賠償範囲など、現在わかっている範囲で説明されたい。(前回は原子力損害賠償補償契約と原子力損害賠償責任保険契約の上限についてのみ言及)

7. 輸送時の安全性について(六ヶ所村への最初の使用済核燃料搬入時、搬入終了後に、中性子遮蔽剤抜けしていた事故が発覚した。労働者への中性子被曝があったのではないか?) 日本における使用済核燃料輸送業務開始時から現在に至る移送時の安全性担保・労働者被曝軽減のためのチェック項目と手続きについて説明されたい。

8. 国は特定放射性廃棄物の総量管理についてどうとらえているか?

9. 昨年7月25日NHKでJAEAの報告書案によれば、地下1000mへ直接処分可能と報道された件について。

ワンスルー方式は技術的に可能か?

10. 国外での特定放射性廃棄物最終処分の可能性について、現在の政府見解は前回合合時点と変わらないか

1) 最終処分選定プロセスについて

1. 処分法そのものについて国民の意見を問い直すべき時ではないか? そうした検討はされているか?
2. 前回合合で「予定はない」とされた、地層処分に否定的・肯定的な専門家を同数、同時間発言させる形式のシンポジウムは検討しているか?
3. 乾式貯蔵等、地層処分以前に行う地上保管の方法・場所・安全性について、どこまで調査研究が進み、どの様な検討を行っているか?
4. 阿武隈・北上・根釧沿岸、また鹿児島県大隅地域を含め、現在有力候補とされる地域はあるのか?
○ また、そうした地域への文献調査と概要調査の可能性とスケジュールについて示されるか?
5. 当該自治体に知らせることなく、文献調査相当の調査を行う可能性はあるのか?
6. 受け入れ反対の意見書などが採択された自治体への再度申し入れに「時を経て自治体の意向が変わったら」行く可能性があるとのことだが、どの程度の時間経過で、どの様に「自治体の意向が変わった」ことを確認するのか?
7. 処分地選定方式に、手上げ方式と科学的有望地の指定・絞り込み方式の両方がある意味について説明されたい。(一部報道では選定方式が「転換された」としているため、混乱を招いている。)
8. 最終処分事業における「可逆性」の担保に関連して、事業そのものを見直す場合の規定について必要な検討はなされているのか?

2) 幌延問題

1. 三者協定締結から23年が経過している。埋戻しの具体案を示すべき時期と考えるが、現時点でのロードマップはどのようなものか?
2. 北海道条例があっても科学的有望地の指定・絞りこみ対象から外れた訳ではないと、2014年6月にNUMO西塔理事が発言した。今年5月22日の処分地選定方式基本方針の閣議決定後、本年度の新たな政府見解として、最終処分地指定・絞り込み及びこれに関わる科学的有望地の選定の問題と、北海道条例との関係についてはどのようになっているか?
3. 幌延及び瑞浪の地下研究施設にある坑道の埋戻しまでの具体的・現実的なプロセスと期限設定を示されたい。

3) 六ヶ所核燃サイクル施設・最終処分事業及び輸送等関連業務について

1. 六ヶ所再処理工場で再処理した核燃料は、使用済み燃料として貯蔵されて何年目であったか?
2. 貯蔵後でも高いレベルのトリチウムを放出しているが、もし、4年貯蔵で再処理した場合には、更に高いレベルのトリチウム放出になるのではないか?
3. 原燃輸送の低レベル放射性廃棄物コンテナボルト破損問題(本年6月発覚)について、現場の責任機関から、保安措置が不十分だった期間・原因・今後の対策について説明されたい。
4. 日本原燃のウラン濃縮工場における放射性固体廃棄物の違法管理と規制庁による見過ごし(11月初め発覚)について。保安規定違反が続いていた期間・原因・今後の対策について説明されたい。
○ 配管の押さえ金具の浮き上がりは過去にもあり、抜き打ち検査で不良が見抜けなかったことを反省して今回は全数検査に切り替えたと聞いています。これは原子力安全・保安院時代の検査が間違いであったことを認めた上での調査でしょうか? 当時の調査関係者は処分等を発表すべきではないか?

5. 現在、ガラス固化できていない高レベル放射性廃液は、東海及び六ヶ所にそれぞれ何立方メートルずつあり、どこでどのように保管され、どのような防災措置が取られているか？
6. 重大事故発生の可能性と、被害の及ぶ範囲の想定、その防護対策はどのように想定しているか説明されたい。
7. ガラス固化体を試みた際に生じるエラーにはどのようなものがあり、それぞれ何本に一本の頻度で生じ、どこでどのように保管されているか？
8. 六ヶ所再処理工場でガラス固化体製造試験で生じたエラーにはどのようなものがあり、それぞれ何本に一本の頻度で生じ、どこでどのように保管されているか？また、東海再処理工場ではそのようなエラーは発生しなかったのか？
9. 六ヶ所再処理工場の重大事故想定の一つに、「高レベル放射性廃液の蒸発乾固」という項目があるが、廃液が蒸発し乾燥して固まるという表現は、起こり得る最悪の事態を過小に表現していると感じますが、沸騰・爆発とはならないのでしょうか？
10. 高レベル放射性廃液の蒸発乾固事故の際、蒸発して環境中に漏れ出す放射性物質の種類と量、風等によって運ばれた先の地域住民への健康影響と避難対策、想定事故シナリオを開示していただきたい。
 - その開示に際しては、当初申請通り再処理まで4年貯蔵の場合と、原子力規制委員会での審査で採用された再処理まで15年貯蔵と、二つの想定をもとにして示していただきたい。
11. 再処理事業の本格稼働で日常的に放出される放射性核種の種類・量・放出形態（気体・液体）、及びその環境影響評価について、詳細な資料を示されたい。1日であるいは1年分でどのような各種の放射性物質がどれほど環境中に放出される見込みと予想されているか？
 - この開示に際しても、4年貯蔵と15年貯蔵の2パターンで示してください。
12. 800tの使用済み核燃料から再処理によって、1000本のガラス固化体の他に生ずる各種低レベル放射性廃棄物及び廃液について、その種類と量の詳細を書面と共に示されたい。
 - この開示に際しても、4年貯蔵と15年貯蔵の2パターンで示してください。
13. MOX燃料加工等、その他の核燃サイクル施設の稼働による汚染評価について解説されたい。
14. 活断層・火山について指摘されている六ヶ所周辺の立地条件評価に関して説明されたい。
15. 再処理事業の経済性に関して。再処理した場合と、しなかった場合における、安全対策等を含めたコストの比較評価について、試算を示し、説明されたい。
16. 速増殖炉の実用化が遠のいているが、使用済み核燃料から出る回収ウランとウラン濃縮工場から出る減損ウランは、どのように利用する方針なのか説明されたい。
17. 再処理事業を経営が安定しているとは思えない機関に依存し続けて良いのか？ 売電の自由化による顧客離れについて、どの様に予想しているか？
 - 認可法人化を検討しているが、予定通りに創業するかどうかには確信が持てますか？
18. 再処理事業を経営が安定しているとは思えない機関に依存し続けて良いのか？ 売電の自由化による顧客離れについて、どの様に予想しているか？
19. 関連施設の防災計画と避難の具体策について。六ヶ所核燃施設に関して想定される事故シナリオと、周辺住民避難等の対策はどのようになっており、どの様な頻度で訓練がなされているか？
20. 余裕深度処分について規制基準をどのように考えているか。研究報告の概要を説明されたい。
21. MOX燃料の需要、現在想定されている種類、使用済みMOXの安全管理(地上管理の必要年数、その内水中に置かねばならない年数)、再処理される場合、専用再処理工程の特徴とその危険性について、どのように想定するか？

(4) 放射性物質を含む荷の移送に関する労働者の就労環境と被曝線量の法規定

1. 11月11日まで行われていた核燃料物質等の運搬作業者の緊急時に係る手続き・被曝に関する基準を規定する「核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則」の一部改定案についてのパブリックコメント募集について。公募した国民の意見はどのように生かされる予定なのか？
2. 核燃料輸送時に関連省庁に許認可申請を行う民間企業にエイ・ティ・エス株式会社があるが、国内にこのような企業はどのくらいあり、労働者の被曝対策はどのように取られているか？
3. 日本における輸送業務開始時から現在に至る移送時の安全性担保・労働者被曝軽減のためのチェック項目と手続きについて説明されたい。上記のパブリックコメント募集で、核燃料物質輸送業務従事者の被曝線量限度と緊急時における手続きの法的規定が変わる見通しと知ったが、どのような被曝状況を想定しているのか？
4. 上記の意見募集が行われた規則の改定案において、核燃料物質の施設外運搬における緊急時の被曝上限として、皮膚について1mSv、目の水晶体について300mSvという数値が示されていたが、これらは昭和46年の勧告当時、どのような仮定及び計算のもとに算出されたものか？

(5) 最終処分

1. 国外での検討について、その後、認識に変化はあったか？

(モンゴルほか海外の可能性はないと8月20日の会合では経産省が言及、派遣団の存在を否定。)

2. オーバーパックの完成度を担保する 非破碎実験の方法と確証度確認について、詳細を示されたい。
3. イギリスに委託分等、再処理を海外委託していた使用済核燃料の残りが戻ってくる、今後のスケジュールについて。いつ、どのくらいがどのような形となって戻ってくるのか？
4. 海外に再処理・加工などを委託している使用済核燃料が未処理のまま戻ってくる場合があると伺った。これまで、その様に未処理で戻されたものは何トンで、委託分の何%にあたるか？

6) そのほか

1. 経産省は9電力会社と日本原電に対し、使用済燃料貯蔵容量の増大を要請したが、「原発依存度の可能な限りの低減」と矛盾するのではないか？
2. 「もんじゅをJAEAにまかせられない」と田中委員長が発言した件について。他に候補となる会社があるのか？あるいは新規起業の可能性はあるのか？
3. 「もんじゅ」の管理・運営を巡って原子力規制委員会が文部科学省に対し、異例の勧告を行うよう決めた件について。どこが代わりに担うのか？担う機関があり得るのか？そうした機関があれば運転可能と規制庁・文科省は考えているのか？
4. 再処理事業を行う認可法人を新たに設立し、日本原燃に再処理を委託する案が審議されているという案を、耳にするが、事情を詳しく説明されたい。
5. 国民が既に負担している再処理費用に関しては、どのように回収するつもりか？
6. 電力自由化で、9電力以外の新電力と契約する利用者に関しては、利用者負担分として再処理費用を負担してもらうのか？
7. 再処理工場の完成度が疑われている六ヶ所再処理工場で、無事故で再処理できると断言する根拠は？
8. いつ事故が起きるかわからない場所で再処理する理由について、費用負担者となる国民に分かりやすく説明してください。

※昨年、平成27年12月22日の会合では上記のような質問項目をあげていましたが、

経済産業省、NUMO、日本原燃、厚生労働省、など出席をお願いしてあった省庁が参加されなかったため、お答えいただけなかった項目が多かったため、文書での追質問をしました。